

医事紛争のしおり

幽霊の正体見たり枯れ尾花

岡山県医師会理事 中 島 豊 爾

昨年6月に成立した「医療事故調査制度」は、今年の10月1日から施行されることになっている。しかし、清水副会長が何度も触れているように、この法律を施行するためのガイドライン策定の議論が紛糾している。紛糾の最大の論点は、事故調査の内容が患者の遺族に報告された場合の不安や危惧の念が、医療者側で払拭されていないためと思われる。

しかし、医療者側が安心できるガイドラインは、遺族にとって信頼できるものとはならない。本来この制度の目的は、医療の安全を確保するために医療事故の再発防止に寄与することである。この観点からも、医療機関、遺族の両者にとって信頼できる制度であることが必要である。

信頼に足る制度として運用されるためには、この制度が透明性、中立・公正性、専門性の観点から妥当なものでなければならない。透明性について言えば、医療者の視点と社会的視点(多くは遺族の視点に近い)が対立することになる。また、中立・公正性については、医療者の主観的視点に対する客観性の視点との間に対立軸が生まれる。さらに、専門性については、通常一般的に行われている医療レベルの視点と高度専門医療の視点に対立することになる。こうして見ると、透明性、中立性、専門性という3つの軸からなる3次元の立体的構造を想定しておかなければなるまい。

医療者の側から言えば、医療機関にとって都合のよい言い訳が可能となる仕組み上の抜け道が欲しいところであるが、このような主張はもはや社会からも遺族からも受け入れられることはなかろう。しかしながら、今もこの点でガイドライン策定の紛糾が続いているのである。

言い忘れていたが、事故が発生した場合、医療機関がまず院内調査を行い、その結果を遺族と第三者機関に報告することになる。これとは別に、遺族からの調査依頼が第三者機関に対して行われた場合は、必要な調査が実施され、第三者機関から別の調査結果が遺族および医療機関に対して報告されるのである。後者の場合には、医療機関にとって都合が悪い調査結果も、遺族に開示されることになってしまう。

この制度はあくまで事故の再発防止を目的としているのであるが、遺族にも調査内容が報告されることによって、その後に起きるかもしれない医療訴訟において、非常な不利が生ずるのではないかと医療機関の側は危惧しているのである。つまり、現在のガイドライン策定の紛糾の事態は、医療事故の再発防止をめぐるというよりも、医療訴訟をめぐる紛糾と言っても過言ではない。

私から見ると、現在の中央での紛糾のあり様は、「幽霊の正体見たり枯れ尾花」である。医療訴訟自体が、原告となる人たち(遺族)の専門性や客観性、また社会的視点の強さに依存しているのであるから、事前に予測しようというのが間違いであろう。我々医療者は、あくまで高い専門性を追求し、透明性と中立性を求め続ける以外にはあるまい。